

審 査 基 準

基準の名称	農業協同組合等営土地改良事業の認可等基準	
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
土地改良法	第95条第1項 第95条の2第1項	農業協同組合等営土地改良事業 (変更を含む)の認可
基 準 の 内 容		
<p>農業協同組合及び農業協同組合連合会が行う土地改良事業の施行手続及び審査 農業協同組合及び農業協同組合連合会(以下「農業協同組合等」という。)が土地改良事業を行う場合の手続及び審査は、現存の農業協同組合等が新たな事業を行うものである結果、事業の施行に関する一切の事務手続が組合自体の手によって処理されるものである点においては土地改良区の設立の場合と相違が出てくるのであるが、大体の要領は土地改良区の設立の場合と同様であるので、次の点に留意のうえ前述に準じ措置するものとする。</p> <p>ア 農業協同組合等の定款中に土地改良事業を行う旨の規定がないときは、その旨及び当該事業に係る経費の賦課に関し定款の変更をしなければならない。</p> <p>イ 法第95条第2項の同意者は、当該事業の施行に係る土地のすべての使用収益権者でなければならない。この同意は、権利関係調査簿に基づいてその土地についての同項の権利者の総数を記載した同意署名簿を調製し、これによって同意をとるものとする。</p> <p>ウ 前記の同意をとる権利者は、登記の有無等とはかかわりなく、すべての実質的な権利者でなければならない。</p> <p>エ 規約等の公告前に土地改良事業計画の概要につき市町村長の意見をきくこと(法第95条第3項において準用する法第5条第3項)はもとより事業実施に当たっては市町村と十分連絡を密にして取り進めることが望ましい。</p> <p>農地保有合理化法人が行う土地改良事業の施行手続及び審査 農地保有合理化法人が土地改良事業を行う場合の手続及び審査は、第2の農業協同組合等の場合とほぼ同様であるので、これに準じ措置するものとする。</p> <p>なお、造成後の土地改良施設の管理を適正に行うためあらかじめ管理予定者、管理予定方法、その他管理に必要な事項につき関係者(予定管理者及び管理費用負担者をいう。)と協議し、これを内定しておくことが必要である。</p> <p>法第3条に規定する資格者が行う土地改良事業の施行手続及び審査 法第3条に規定する資格者が土地改良事業を行う場合の手続及び審査は、第1及</p>		

び上記に述べたところを参照して行うものとする。

なお、土地改良事業の施行に係る土地について権利の設定移転等が行われたことによりその地域内の土地について法第3条に規定する資格者が1人から数人に増加するときには規準を規約に改めること、また、法第3条に規定する資格者が数人から1人に減少するときには規約を規準に改めることがそれぞれ必要であり、変更後の規約又は規準については遅滞なく都道府県知事に届け出るものとする。